

山梨県公報

号外第三十七号

平成二十七年

五月二十九日

金 曜 日

目 次

規 則

○山梨県建築基準法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十九号

山梨県建築基準法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県建築基準法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「認定又は承認」を「又は認定」に改める。

第八条第一項中「。以下この項において同じ」を削り、「掲げる場合」の下に「区分」を加え、同項ただし書を削る。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款4の項から8の項までを削り、同款3の項中「第六条第七項」を「第六条の三第三項」に改め、同項を同款4の項とし、同款2の項の次に次のように加える。

3 第六条の二第二項(第八十七条第一項、第八十七

条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項におい

て準用する場合を含む。)又は第七条の二第二項(

○

第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定確認検査機関の指定

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款中9の項を5の項とし、10の項を6の項とし、同款11の項中「仮使用の承認(12)」を「認定(8の項)」に改め、同項を同款7の項とし、同款12の項中「仮使用の承認」を「認定」に、「この号及び第二十三号」を「この款及び二十三の款」に改め、同項を同款8の項とし、同款13の項を9の項とし、14の項から17の項までを四項ずつ繰り上げ、同款18の項中「工事計画及び工事施工状況」を「建築物に関する工事の計画又は施工の状況等」に改め、同項を同款15の項とし、同項の次に次のように加える。

16 第十二条第六項の規定による帳簿、書類その他の物件の提出の要求

○

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款中20の項を17の項とし、21の項を18の項とし、22の項及び23の項を削り、同款24の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に、「仮使用の承認(25)」を「認定(20の項)」に改め、同項を同款19の項とし、同款25の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同項を同款20の項とし、同項の次に次のように加える。

21 第十八条の二第二項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定

○

22 第十八条の二第二項の規定による構造計算適合性判定の委任

○

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款中26の項を23の項とし、27の項から32の項までを三項ずつ繰り上げ、同款33の項中「34」を「31の項」に改め、同項を同款30の項とし、同款中34の項を31の項とし、35の項から99の項までを三項ずつ繰り上げ、100の項を削り、101の項を97の項とし、102の項から113の項までを四項ずつ繰り上げ、同款

114の項を次のように改める。

114 第七十七条の三十五の六第一項の規定による業務 区域の変更の認可	○		
--	---	--	--

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款114の項を同款110の項とし、同款115の項中「第七十七条の三十五の七第四項」を「第七十七条の三十五の九第四項」に改め、同項を同款111の項とし、同款116の項中「第七十七条の三十五の九第一項」を「第七十七条の三十五の十二第一項」に改め、同項を同款112の項とし、同款117の項中「第七十七条の三十五の九第三項」を「第七十七条の三十五の十二第三項」に改め、同項を同款113の項とし、同款118の項中「第七十七条の三十五の十一」を「第七十七条の三十五の十六第一項」に改め、同項を同款114の項とし、同款119の項中「第七十七条の三十五の十二第一項」を「第七十七条の三十五の十七第一項」に改め、同項を同款115の項とし、同款120の項中「第七十七条の三十五の十三第一項」を「第七十七条の三十五の十八第一項」に改め、同項を同款116の項とし、同款121の項中「第七十七条の三十五の十四第一項」を「第七十七条の三十五の十九第一項」に改め、同項を同款117の項とし、同款122の項中「第七十七条の三十五の十四第二項」を「第七十七条の三十五の十九第二項」に改め、同項を同款118の項とし、同款123の項を同款119の項とし、同款124の項中「125の項」を「121の項」に改め、同項を同款120の項とし、同款中125の項を121の項とし、126の項から139の項までを四項ずつ繰り上げ、同部三の款中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 第三百三十七条の十六第二号の規定による移転に支障がない旨の認定	○		
-----------------------------------	---	--	--

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。